

令和5年度
介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

全般の留意事項

目 次

全般の留意事項

1. 介護サービス事業者の責務の指定基準

介護サービス事業者の責務	1
指定基準と関係法令	2

2. 介護サービス事業者に対する指導・監督

介護サービス事業者に対する指導・監督	3
浜松市介護保険施設等指導方針	4
運営指導	12
集団指導	14

3. 指定（開設許可）更新申請

指定（開設許可）更新申請	15
--------------	----

4. 請求関係

介護給付費の取り下げ申立て	16
過誤処理	18
社会福祉法人等による軽減	19

5. 各種届出・報告関係

【重要】令和6年から電子申請開始	20
(1) 変更届出	20
(2) 電話番号・FAX番号の変更	22
(3) 開設許可事項の変更許可申請	23
(4) 管理者承認申請	25
(5) 事業廃止、休止、事業再開の届出	25
(6) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出	26
届出に係る加算等の算定の開始時期	26
(7) 業務管理体制整備の届出等	28
(8) 事故に関する報告	30
(9) 被害状況報告書（地震・風水害等）	31
(10) 感染症・食中毒に関する報告	32

6. その他

介護サービス情報の公表	33
浜松市からの情報提供・浜松市への問合せ	34

介護サービス事業者の責務

介護サービス事業者の責務

介護保険法 第74条第6項

要介護者及び要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法又はこれに基づく命令を遵守し、要介護者等のため忠実にこの職務を遂行しなければならない。

介護保険法 第73条第1項

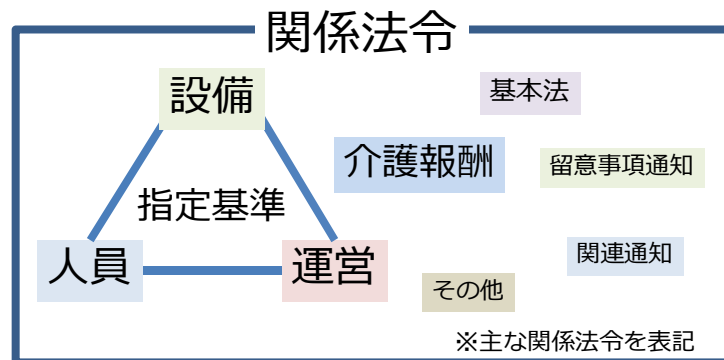
要介護者等の**心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供**するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うこと等により、常に**サービスを受ける者の立場に立って提供する**ように努めなければならない。

指定基準と関係法令

指定基準と関係法令

指定基準とは

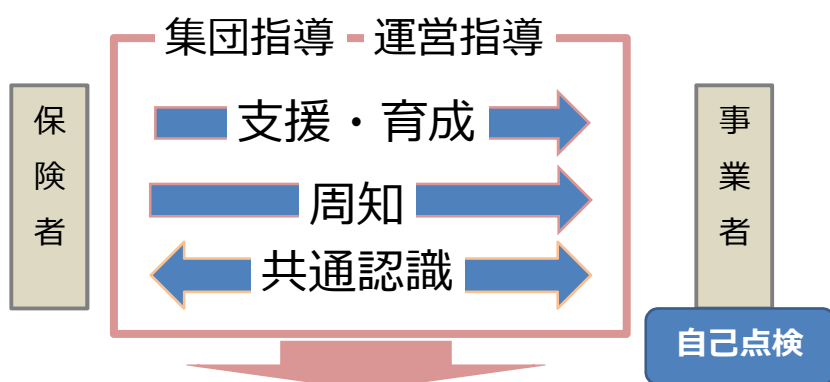
事業の目的を達成するために必要な
介護サービスの提供にあたっての
必要最低限度の基準を定めたもの



介護サービス事業者に対する 指導・監査

介護事業者に対する指導・監査

指導 (介護保険法 第23条)



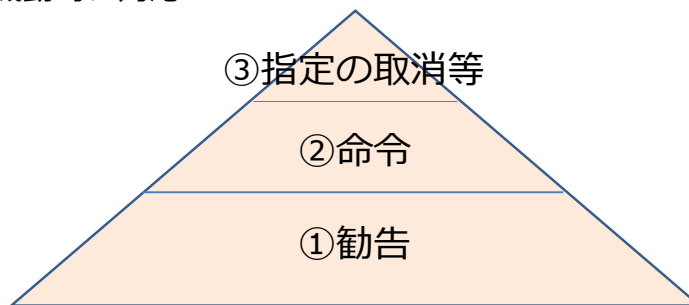
利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、
介護サービス事業者の支援・育成を基本に、
制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目的として
実施するもの。

介護事業者に対する指導・監督

監査（介護保険法 第76条）

指定基準違反や不正請求が認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に実施するもの

不適正な運営や介護報酬請求を早期に停止させるため、機動的に対応



浜松市介護保険施設等指導方針

浜松市介護保険施設等指導方針

目 的

重点的に指導する事項を定めることにより、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る

第1 基本的な考え方

- ・ よりよい介護サービスの実現に向けた事業者の**育成・支援**
- ・ 報酬返還の基準を明確にし、**不適正な報酬請求を減らす**

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

1 人員基準の遵守及び適正な加算請求等の報酬請求指導

【留意事項】

- ・ **有料老人ホーム等に併設されている介護サービス事業所**について、兼務状況を明確に区分しているか
- ・ 同一法人内で複数の事業所に勤務する従業者について、勤務実績の重複がないか
- ・ 加算等の算定要件を満たしているか否かの**拳証資料の作成**
- ・ 適正な事業所規模区分での請求

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

2 利用者の安全・安心の確保

(1) 非常災害対策の徹底

- ・ **地震・火災・風水害**等非常災害に対する具体的計画の作成
- ・ 具体的計画の定期的な従業者への周知
- ・ 定期的な避難・救出訓練の実施
- ・ 訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努める

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

2 利用者の安全・安心の確保

(2) 「事故防止対策」及び「苦情対応」

【事故】

- ・ 事故の内容を正確に記録
- ・ 従業者間で情報共有、再発防止対策
- ・ 原因の究明、事故報告の徹底
- ・ 浜松市への事故報告の徹底

【苦情】

- ・ 事業所全体での情報共有
- ・ サービスの質の向上に向けた取組み

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

2 利用者の安全・安心の確保

(3) 感染症対策の徹底

- ・適切な予防対策を講じる
- ・感染症予防のための研修の充実

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

2 利用者の安全・安心の確保

(4) 「業務継続計画（BCP）」作成の取組みについて

- ・令和6年4月1日から義務化
- ・令和4年度末時点での整備率 **30.2%**

- ・「業務継続計画（BCP）」の作成

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(出典：厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」)

- ・研修及び訓練（シミュレーション）の実施

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

2 利用者の安全・安心の確保

(5) 「身体拘束廃止」に係る運営上の指導

- ・ やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合の**要件や手続きの徹底**
- ・ **定期的な委員会**の開催、従業者への周知
- ・ 身体的拘束等の適正化のための**指針**の整備
- ・ 介護職員その他従業者に対する**定期的な研修**の実施

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

2 利用者の安全・安心の確保

(6) 「高齢者虐待防止」の徹底

- ・ **定期的な研修の実施**
- ・ **苦情処理体制の運用**
- ・ 発見時の**通報体制の確立**
- ・ 職員面談の対応
- ・ 管理者及び事業者の理解と従業者への周知の徹底

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

2 利用者の安全・安心の確保

(7) 利用者の意思・人格の尊重

- ・利用者の意思・人格を尊重したサービス提供

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

3 運営基準の遵守

(1) 「計画」の適切な作成

- <居宅サービス計画・施設サービス計画共通>
 - モニタリングの内容や明確な記録があるか
- <居宅サービス計画>
 - サービス担当者会議を適切な時期に実施しているか
- <施設サービス計画>
 - アセスメントに基づく実現可能なものか
- <事業所における個別サービス計画>
 - 適切な時期に作成し、同意を得ているか

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

3 運営基準の遵守

(2) 個人情報の適切な取扱いについて

- ・個人情報の取扱いについて、その性格と重要性を十分認識した適切な取扱い

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

4 職員の就業環境の整備

(1) 介護職員等の処遇改善

- ・介護職員への適切な方法による周知
- ・賃金改善の適正な実施
- ・介護職員等の資質の向上を行うことができる労働環境の整備

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

4 職員の就業環境の整備

(2) 介護現場におけるハラスメント対策

- ・各事業所のハラスメント防止のための取組みについての方針を明確化する

※介護保険課では、介護職員等から事業所内でのハラスメントに対する相談が寄せられています
各法人・各事業所における相談窓口や解決体制を職員に周知してください

浜松市介護保険施設等指導方針

第2 指導の重点事項

5 その他

(1) 指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービス（お泊りデイ）について

開始時の届出、事故発生時の措置

(2) 日常生活に要する費用の取扱いについて

利用者負担が適当であると認められるものは、利用者等の自由な選択に基づくもの

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（第一号事業）の円滑な運営について

令和6年度より報酬体系を変更する予定
詳細については後日説明

運営指導

運営指導

運営指導の流れ（イメージ）

- ①事業所内の巡視
- ②事業所運営の書類確認
（タイムカード、委員会の記録、防災訓練など）
- ③個別ケースの確認
（個別サービス計画・サービス提供記録・請求など）
- ④講評
個別サービス計画、サービスの提供内容、請求等
について分かる方の同席をお願いします。

運営指導

結果通知と改善報告書

指摘・助言なし



今後も適正な運営をすること。

助言のみ



市へ改善報告書の提出は不要だが、**速やかに改善**すること。

運営指導

結果通知と改善報告書

指摘あり

報酬返還
なし



改善報告書
(5号様式)

報酬返還
あり



改善報告書
(5号様式)



返還完了報告書
(6号様式)

報酬返還終了後

**提出忘れ
注意！**

集団指導

集団指導

- ・介護保険制度の説明
- ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・介護報酬請求に係る過誤・不正防止

日々の業務への活用



介護保険制度の仕組みを十分に理解し、
利用者の立場に立ったサービス提供

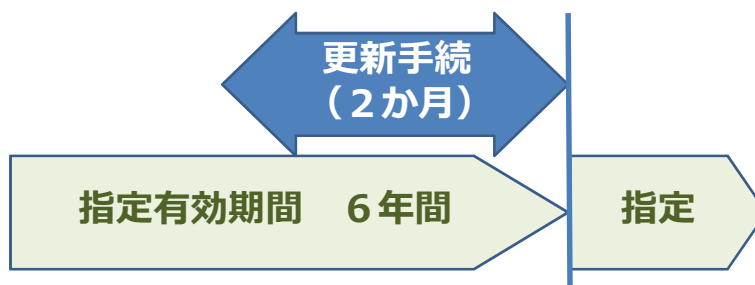
※集団指導に不参加の場合は優先的に運営指導を行います。

指定（開設許可） 更新申請

指定（開設許可）更新申請

遅くとも指定有効期限が切れる**1カ月前まで**に申請書類をすべて揃えて提出してください。

書類の不足や不備のために期限内に指定更新の手続きが完了しないときは、**指定効力を失います**。



介護給付費の取り下げ申立て

介護給付費請求取り下げ申立書

(あて先) 浜松市長

保険者番号 □ 2 2 1 3 0 9 (浜松市)

提出日 令和 年 月 日
提出枚数 枚中 枚目

事業所番号		事業所名		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">※押印もれ注意</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">責任者等の確認印</div>
所在地					
電話番号	担当者 職・氏名				

下記の介護給付について、請求取り下げを申し立てます。

番号	被保険者番号	被保険者氏名 ※カタカナで記載	サービス提供年月	申立事由コード		サービス種別	国保連合会の審査状況
				様式番号 ①	申立理由 ②		
1			年 月	①	②	③	<input type="checkbox"/> 決定済
2			年 月				<input type="checkbox"/> 決定済
3			年 月				<input type="checkbox"/> 決定済
4			年 月				<input type="checkbox"/> 決定済
5			年 月				<input type="checkbox"/> 決定済

※簡潔に記入すること

(参考資料)

1 申立事由コード一覧

■ 介護給付 ■		■ 予防給付 ■	
① 様式番号	③ サービス種別	様式番号	サービス種別
1 0	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護 訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導 通所介護・地域密着型通所介護 通所リハビリテーション・福祉用具貸与 夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス	1 1	介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 *介護予防通所介護、介護予防訪問介護（H30.3月利用分まで）
2 1	様式第三 短期入所生活介護	2 4	様式第三の二 介護予防短期入所生活介護
2 2	様式第四 介護老人保健施設における短期入所療養介護	2 5	様式第四の二 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
2 A	様式第四の三 介護医療院における短期入所療養介護	2 B	様式第四の四 介護医療院における介護予防短期入所介護
2 3	様式第五 病院・診療所における短期入所療養介護	2 6	様式第五の二 病院・診療所における介護予防短期入所療養介護
3 0	様式第六 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	3 1	様式第六の二 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
3 2	様式第六の三 特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	3 3	様式第六の四 介護予防特定施設入居者生活介護
3 4	様式第六の五 認知症対応型共同生活介護（短期利用）		
3 6	様式第六の七 特定施設入居者生活介護（短期利用） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	4 1	様式第七の二 介護予防支援
4 0	様式第七 居宅介護支援		
5 0	様式第八 介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設サービス		
6 0	様式第九 介護保健施設サービス		
6 1	様式第九の二 介護医療院サービス		
7 0	様式第十 介護療養施設サービス		

② 申立理由

申立理由番号	申立理由
0 2	請求額による実績取り下げ
9 9	その他の事由による実績の取り下げ

※注意※
国保連合会の審査を経て支給が決定したものに限り、介護給付費の取り下げ申し立てが可能です。
「介護給付費請求取り下げ申立書」を提出する前に、必ず国保連合会の審査状況をご確認ください。

2 記載例

番号	被保険者番号									被保険者氏名		サービス提供年月		申立事由コード		サービス種別	国保連合会の審査状況			
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	※カタカナで記載		年	月	様式番号			申立理由		
例	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	ハマ	マツ	タ	ロウ	平成29年	4月	10	02	訪問介護	■ 決定済
	取り下げ理由										自主点検による初回加算の算定誤り									

<総合事業サービスの取り下げ申し立てについて>

介護予防・日常生活支援総合事業費請求取り下げ申立書

(あて先) 浜松市長

保険者番号 □221309 (浜松市)

※総合事業サービスは、取り下げ申立書の様式が異なるため注意。

事業所番号	所在地	電話番号	事業所名	担当者 職・氏名	責任者等の確認印

下記の介護予防・日常生活支援総合事業について、請求取り下げを申し立てます。

番号	被保険者番号	被保険者氏名 ※カタカナで記載	サービス提供年月	申立事由コード		サービス種別	国保連合会の審査状況
				様式番号	申立理由		
1			年 月				□決定済
	取り下げ理由						
2			年 月				□決定済
	取り下げ理由						
3			年 月				□決定済
	取り下げ理由						
4			年 月				□決定済
	取り下げ理由						
5			年 月				□決定済
	取り下げ理由						

※取り下げ申し立ての注意事項※

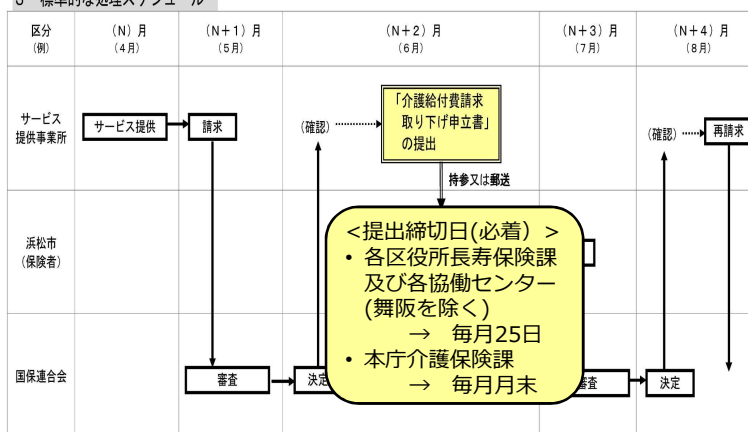
- ①サービス提供した**1か月分の請求**が取り下げの**対象**。
- ②当月の通常請求分の請求額と取り下げ申し立て分の金額を**相殺**する形で処理されるため、取り下げ金額の方が多い場合は、国保連へ**不足分を納付書で納める**必要がある。
- ③取り下げ申し立ての対象期間が**長期になる場合**や件数が多い場合等は、**事前に介護保険課に相談**すること。

取り下げ申し立ての様式は浜松市HPからダウンロード可能。

過誤処理

<過誤の処理スケジュールについて>

3 標準的な処理スケジュール



社会福祉法人等による軽減

明細欄	特例												
請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称												
	③サービス実日数	日	日	日	日								
	④計画単位数												
	⑤限度額管理対象単位数												
	⑥限度額管理対象外単位数												
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない)											給付率 (100)	
	⑧公費											保険	
	⑨単	円/単位	▲	円/単位	▲	円/単位	▲	円/単位	▲	合計			
	⑩公費 /本人負担												
	社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	▲	%	受領すべき利用者負担の総額 (円)	軽減額 (円)	軽減後利用者負担額 (円)						備考

入力漏れ
注意

届出・報告

【重要】令和6年から電子申請開始

令和6年から下記の届出について、紙媒体ではなく
電子申請での受付を開始

- ・変更届
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- ・指定更新申請
- ・新規指定申請
- ・開設許可事項の変更許可申請
- ・管理者承認申請
- ・事業休止・廃止届
- ・再開届

1. 変更届出書

1. 変更届出書

変更届が必要な主な事項

- ・事業所の名称及び所在地
- ・申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・事業所の平面図
- ・管理者の氏名及び住所
- ・運営規程
- ・協力医療機関 など

1. 変更届出書

ただし、次の場合は**事前に相談**すること。

- ・事業所の移転
- ・事業所の平面図（専用区画、設備等）の変更
- ・定員の増加に関する運営規程の変更

1. 変更届出書

提出期限

変更があったときから**10日以内**

添付書類

「変更届出書チェックリスト」を参照

2. 電話番号・FAX番号の変更

2. 電話番号・FAX番号の変更

「浜松市介護保険事業者一覧表に関する情報提供票」の提出

「情報公表システム」登録情報の修正

運営規程等を変更の場合は**「変更届出書」**の提出

3. 開設許可事項の変更許可申請書

対象事業所：介護老人保健施設・介護医療院

3. 開設許可事項の変更許可申請

対象事業所：介護老人保健施設・介護医療院

申請が必要な主な事項

- ・敷地の面積
- ・平面図
- ・建物の構造概要
- ・施設の共用の有無
- ・運営規程（従業者の職種・員数・職務内容、入所定員に係る部分に限る。）
- ・協力病院

3. 開設許可事項の変更許可申請

提出期限

変更が決定し次第速やかに
(事前申請)

4. 管理者承認申請書

対象事業所：介護老人保健施設・介護医療院

申請の内容

管理者の変更

提出期限

変更が決定し次第速やかに
(事前承認)

5. 事業廃止・休止届出書・再開届出書

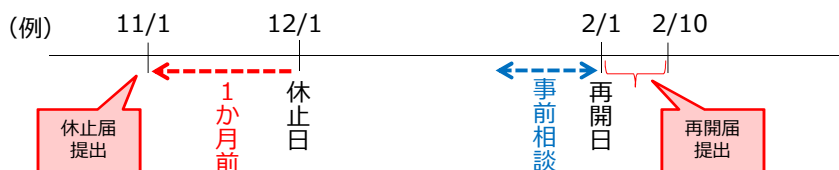
事業廃止・休止

→廃止又は休止しようとする日の
1か月前までに、届け出ること。

事業再開

→事業を再開した日から**10日以内**に届け出ること。

※**事前に勤務状況等の確認を行うため、再開前にあらかじめ介護保険課に相談してください。**



6. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

1. 介護給付費算定に係る体制等状況表に掲げられた項目を算定する場合

サービス種類 (予防含む)	算定の開始時期
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防支援	◆届出が毎月15日以前 →翌月から算定開始 ◆届出が毎月16日以後 →翌々月から算定開始

6. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

1. 介護給付費算定に係る体制等状況表に掲げられた項目を算定する場合

サービス種類 (予防含む)	算定の開始時期
介護老人福祉施設(密着含む) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 特定施設入居者生活介護(密着含む) 認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護	届出が受理された日の属する月の翌月から算定開始 (受理日が月の初日である場合は当該月から)

6. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

2. 事業所の体制について加算等が**算定されなくなる状況が生じた**場合
3. 加算等が**算定されなくなる**ことが**明らか**な場合



速やかにその旨を届け出ること

加算等が算定されなくなった**事実が発生した日**から加算等の**算定を行わない**こと

6. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

届出に必要な書類

- ・ 介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等状況表
- ・ 添付書類（「添付書類一覧※」等を参照）

※浜松市ホームページに掲載

7. 業務管理体制の整備・届出

介護サービス事業者は、法令遵守等の**業務管理体制の整備・届出が義務付けられている**。

<事業者が整備する業務管理体制の内容>

		業務執行状況の監査
		法令遵守規程の整備
法令遵守規程※3の整備	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者※2選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数※1 20未満	20以上100未満	100以上

※1：事業所等の数には介護予防サービス及び介護予防支援事業所を含み、総合事業及びみなし事業所は除く。

※2：法令遵守責任者：法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

※3：法令遵守規程：業務が法令に適合することを確保するための規程

7. 業務管理体制の整備・届出

届出が必要となる事由	様式
1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合	業務管理体制整備事項届出書
2 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し、届出先区分の変更が生じた場合※1	
3 届出事項に変更があった場合※2	業務管理体制整備事項変更届出書

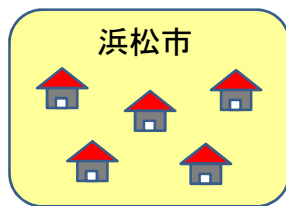
※1 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の**双方に届け出る必要がある**。

区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域(※1)に所在する事業者	厚生労働大臣
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
全ての事業所等が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
全ての事業所等が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村の長
上記以外の事業者	都道府県知事

※1：地方厚生局の管轄区域や届出先については、厚生労働省のホームページを確認すること。
 ※2：指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く。(含む場合の届出先は都道府県知事)

【例】届出先区分の変更が生じた場合

①介護サービス事業所がすべて浜松市内



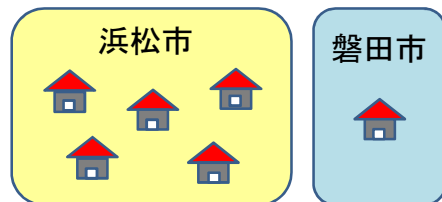
変更前の届出先

浜松市

① 業務管理体制
整備事項届出書
(区分変更)を提出



②磐田市に新たに事業所を開設



変更後の届出先

静岡県

② 業務管理体制
整備事項届出書
(区分変更)を提出

届出先区分の変更が生じるため、浜松市と静岡県の双方に届出が必要。

7. 業務管理体制の整備・届出

変更の届出が不要な場合

事業所等の**数に変更**が生じても、整備する**業務管理体制が変更されない**。

法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更。

8. 事故報告書

サービス提供時（送迎・通院等の間も含む）に利用者に対して事故があった場合、速やか（概ね5日以内）に介護保険課等へ報告すること。

提出書類	事故報告書
提出先	介護保険課又は事業所等が所在する区の長寿保険課
提出方法	メール、FAX、郵送、持参
報告すべき事故	①死亡事故 ②事故発生後、利用者又は入所者が医師の診察を受け、通院又は入院を要することとなった事故。 なお、介護保険施設については、次の場合を含む。 ・介護老人福祉施設の配置医師による診察 ・介護老人保健施設の医師による診察 ・介護療養型医療施設の医師による診察 ・介護医療院の医師による診察 ③医師の診察の有無に関わらず、利用者の親族等から疑義が生じる可能性のある事故。

8. 事故報告書

要因	内容	転倒・転落		誤嚥		行方不明	その他	うち死亡
		骨折	左記以外	肺炎	左記以外			
1	利用者の状態の把握が不十分	401	250	2	11	8	51	19
2	業務内容の確認が不十分	46	47	0	0	0	37	0
3	見守り・巡視の不足	159	123	0	7	5	3	5
4	職員の知識・技術の不足	41	33	0	2	0	2	0
5	引継・送りの不足・誤り	6	8	0	1	0	0	0
6	上司の指示不足・誤り	0	0	0	0	0	0	0
7	その他	1	2	0	0	1	9	3
8	不明	0	0	0	0	0	1	1
計		654	463	2	21	14	103	28

9. 被害状況報告書

地震・風水害に関する報告について（新しい方法）

報告方法	災害時情報共有システムへの登録
システムURL	https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/
報告の流れ	<p>① 国による災害情報の登録 災害発生時又は災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が災害時情報共有システムに災害情報を登録する。</p> <p>② 市から介護保険施設等への周知 厚生労働省が災害情報を登録したことを把握し次第、市は、介護保険施設等に災害情報の周知及び被災状況報告を依頼する。</p> <p>③ 介護保険施設等による被災状況の報告 介護保険施設等は、災害時情報共有システムを用いて、被災状況等を報告する。</p>

10. 感染症・食中毒に関する報告

提出書類	感染症・食中毒疑い事例報告書
提出先	生活衛生課及び事業所等が所在する区の長寿保険課
提出方法	ファックス（新型コロナのみ介護保険課にもメール）
報告対象	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合 ・同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ・上記に該当しないが、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合
その他	<p>◆対象となるサービス種類（介護予防サービス等を含む） 介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p>

情報公表システムへの情報提供

介護サービス情報の公表

目 的

利用者が適切に介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者に対して情報の報告を法的に義務付けているもの

対象事業所

1. 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
2. 新規指定事業所（基本情報のみ）

介護サービス情報の公表

報告方法

「介護サービス情報報告システム」へ直接入力

公表方法

静岡県介護サービス情報公表システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/22/index.php>

浜松市からの情報提供
浜松市への問合せ

浜松市からの情報提供

浜松市ホームページ

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 >
介護保険事業者及び従業者の皆様へ

ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 介護保険 >
浜松市の介護サービス事業所一覧

一斉メール配信システム

重要なお知らせに対して、「うちには一斉メールが届いていない」というトラブルが見受けられます

1か月以上、一斉メールが届かない場合は再登録を

アドレスの登録や**変更**は事業所で実施

浜松市への問合せ

介護保険課問い合わせフォーム

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 >
介護保険事業者及び従業者の皆様へ >

介護保険課への問合せについて

浜松市からの情報提供

浜松市 介護保険課 指導グループ（直通）

053-457-2875

<給付・取り下げ申立て等に関する問い合わせは>
浜松市 介護保険課 給付グループ（直通）

053-457-2862